

あなたの温かい手で、声で。

聴覚・視覚障害者のためのコミュニケーション
支援事業

目や耳に障害のある人は、手話・要約筆記通訳、点訳・音訳などの手段により、コミュニケーションをとっています。今回はその手段を紹介するとともに、障害のある人を支える活動を紹介いたします。あなたの力を、障害のある人のために生かしてみませんか？

耳が聞こえない・聞こえにくい人のために

聴覚障害とコミュニケーション

聴覚障害には、生まれたときから（先天的聴覚障害）、人生の途中から（中途失聴）、聞こえの弱い・遠い（難聴）などがあり、人によってコミュニケーションの方法は違います。

「耳が聞こえない人」手話を使う」と思われがちですが、手話を主なコミュニケーション手段として使う聴覚障害者は、全体の2割程度です。その多くは幼少期から耳が聞こえない人です。自分が話す声も聞こえず、音声による言葉を覚えることは困難なため、手話を使うことでコミュニケーションができます。健聴者の話し言葉を、手話に置きかえて聴覚障害者に伝えるのが手話通訳です。

一方、人生の途中で聴力を失った人や、年齢を重ねて聞こえにくくなった人にとって、改めて手話を覚えるのは大変なことで、多くの人は、言葉によるコミュニケーションを望みます。そんな人のために、話の内容をその場で文字にして伝えるのが要約筆記通訳です。

◆手話通訳

手話は、文字とおり「手」であらわす言葉、目で見る言葉（視覚的言語）です。手指の形や位置、動きの方向や大きさ、顔の表情や体全体で意味を表現します。



◆要約筆記通訳

話す速さは、書く速さの5倍と言われており、話のすべてを文字にすることは困難です。そこで、話を要約することから「要約筆記通訳」と言います。手書きによるものとパソコンを使うものがあり、個人への通訳では、聴覚障害者のすぐ隣で、紙に書いて相手の話していることを伝えます。講演会など広い会場では、OHP（オーバーヘッドプロジェクター）やパソコンなどを使い、文字をスクリーンに映し出します。



市は、手話通訳者と要約筆記通訳者の養成と派遣事業を行っています（左記）。また、障害福祉課には専任手話通訳者を配置し、市役所での手続などをサポートしています。

目が見えない・見えにくい人のために

聴覚障害とコミュニケーション

視覚障害も聴覚障害と同じく、先天的なものと、糖尿病性網膜症や白内障などによって人生の途中で起こる中途視覚障害があります。

点字を使う視覚障害者は全体の1割程度で、そのほかの多くの人が、特に中途視覚障害者は主に音声によるコミュニケーションに頼っています。

◆点字

点字は、触覚で読む字で、紙などの上につけられた点（突起）によって文字・数字を表現します。それを指でなぞり、指先の感覚で読み取ります。



◆音声による情報

音声による情報支援として、音声版広報ふじ「声の広報」をCDやカセットテープで配布しています（フィランセ東館3階ボランティアセンター）。市ウェブサイトでも公開中です。



◆情報支援機器

障害福祉課には、拡大読書器と活字文書読み上げ装置を設置してあります。情報支援機器について広く市民の皆さんに知ってもらい、障害のある人に自分の力で読む喜びを実感してもらうことを目的としています。身体障害者手帳を交付されている人には、これらの機器を原則定価の1割の金額で購入できる補助制度があります（詳しくは障害福祉課へ）。

情報支援機器

■拡大読書器

新聞・本などの印刷物や自分が書く文字を、数倍～数十倍に拡大してモニターに映し出します。



■活字文書読み上げ装置

専用のソフトで作成する音声コード（日本語約800字の情報）を記録できる二次元記号）内の情報を、音声として読み上げます。



そのほかの障害について、自閉症や重度の知的障害など、言葉や文字の理解が困難な人でも、絵や写真などを使って意思を伝えることが可能な場合があります。相手に合わせた方法で、心を通わせていきましょう。

始めませんか？

富士市手話奉仕員 養成講座（入門編）

と き 5月19日～11月24日の毎週火・日曜日（火曜日 19:00～21:00、日曜日 10:00～15:00） 計26回

ところ フィランセ西館3階第1会議室

対 象 市内在住・在勤の人

定 員 60人（応募者多数の場合、選考を行います）

受講料 無料（テキスト代のみ実費）

申し込み 5月7日までに、電話で障害福祉課へ

養成期間は2年間（1年目は入門編、2年目は基礎編）

富士市要約筆記奉仕員 養成講座

と き

手書き課程 5月14日～6月25日の

毎週木曜日 10:00～15:30 計7回

パソコン課程 7月2日～16日の

毎週木曜日 10:00～15:30 計3回

は必修、はを修了した人のうち

希望者

ところ フィランセ東館3階ボランティアルーム

対 象 市内在住・在勤の人

定 員 20人（応募者多数の場合、選考を行います）

受講料 無料（道具の貸し出し可。を受講する人は、ノートパソコンを持参）

申し込み 5月7日までに、電話で障害福祉課へ

ご利用ください

富士市 手話通訳者・

要約筆記通訳者 派遣制度

耳が聞こえない・聞こえにくいのために、周りの人とコミュニケーションがとりにくい…、病院や学校行事、市役所に行くのに困っている…、興味のある講演会も聞きに行けない…

そんなとき、手話通訳者や要約筆記通訳者が手助けをします。通訳者には守秘義務がありますので、安心してご利用ください。派遣内容など詳しくは、障害福祉課へお問い合わせください。

費 用 無料

依頼方法 所定の用紙（障害福祉課で配布、市ウェブサイトからダウンロードも可）または紙に、氏名、派遣日時・内容・場所を記入し、直接またはFAXで、派遣日の1週間前までに障害福祉課へ。市ウェブサイトの電子申請からも依頼できます <http://fujishi.jp>

伝えてほしい。



手話は、気持ちも大切に伝えます

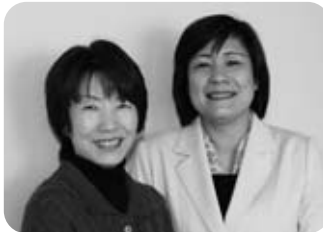
手話通訳者

川本 広樹さん（伝法）

8年前の養成講座で、以前から興味のあった手話を始めました。私は、自分の考えを人に伝えることが苦手だったため、「自分を変えたい」という思いもありました。単語や基礎会話から始まって、自分の手話が相手に伝えられるのが楽しくなり、ともに頑張る仲間もできて、どんどん夢中になっていきました。

手話は、手の動きだけでなく、顔の表情と口の動きがとて大切で、喜怒哀楽を表情に出すことでより伝わりやすくなります。初めは恥ずかしく感じましたが、手話を始めてから、周りの人に「表情が豊かになった」と言われるようになりました。

今は、主に市の行事などで手話通訳をしています。情報が自分の手話にかかっていると思うと、プレッシャーを感じますが、「ありがと」と言われたときの喜びを糧にして、聴覚障害者の心強いパートナーであり続けたいと思います。



依頼者の心に寄り添って

要約筆記サークル「OHPふじ」

左 稀垣 雅代さん（津田町）

右 周布 佳子さん（横割1）

私たちは6年前に養成講座を受け、要約筆記ボランティアになりました。病院への付き添いや、会議の内容要約などの依頼を受けたり、サークルの勉強会に参加して技術を高めたりしています。

依頼者の障害には個人差があり、その場の雰囲気まで知りたい人、簡潔なまとめだけが欲しい人など、通訳に求めることもそれぞれ違います。どの場合にも、自分が書く物を通して、依頼者に正確な情報を伝えられるように心がけています。

聴覚障害は外見で判断しづらいため、十分な配慮がされずに思いがすれ違つことも多く、わずかな外出でも勇気が要ると聞きます。そんなとき、私たちが依頼者の耳となり、一歩を踏み出す力になれることにやりがいを感じています。これからも相手に寄り添った要約筆記を目指して、活動を続けていきたいと思っています。

この手帳を持っている人を見かけたら、ご協力をお願いします

「電話お願い手帳」と「ふれあい速達便」

聴覚や言葉に障害のある人のためのコミュニケーションツールです。電話お願い手帳は、外出先で電話連絡などをするとき、用件や連絡先を書いて近くの人に協力をお願いするためのもので、ふれあい速達便はFAX送信用紙です。NTT西日本・東海と（財）日本公衆電話会から寄贈を受けています。希望する人には、障害福祉課で配布します。

各通訳者派遣や講座、補助制度の申し込み・問い合わせ
障害福祉課（市役所4階） ☎55-2911 ☎53-0151

✉fu-syougai@div.city.fuji.shizuoka.jp